

スイス及びリヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス累計感染者数等（8月27日）

【ポイント】

- 8月27日08：00時点、スイス及びリヒテンシュタインにおける累計感染者数等
- スイス各州の累計感染者数
- スイスにおけるPCRテスト累計件数等

【本文】

1 8月27日08：00時点（スイス連邦内務省保健庁発表）、スイス及びリヒテンシュタインにおける累計感染者数等は以下のとおりです。

※括弧内数字は10万人あたりの感染者数(単位：人)

(1) スイス

- ・ 累計感染者数：40,900人(前日比+360)(478.7)
- ・ 累計死亡者数：1,723人(前日比+1)
- ・ 直近7日間の感染者数(本日を除く)：1,795人

(2) リヒテンシュタイン

- ・ 累計感染者数：106人(前日比+1)(276.2)
- ・ 累計死亡者数：1人(前日比±0)
- ・ 直近7日間の感染者数(本日を除く)：7人

2 スイス各州の累計感染者数

※括弧内数字は10万人あたりの感染者数(単位：人)

- (1) アールガウ州：2,008人(296.1)
- (2) アッペンツェル・インナーローデン準州：25人(154.8)
- (3) アッペンツェル・アウサーローデン準州：122人(220.9)
- (4) ベルン州：2,459人(237.6)
- (5) バーゼル・ラント準州：1,065人(369.6)
- (6) バーゼル・シュタット準州：1,356人(696.2)
- (7) フリブール州：1,618人(507.7)
- (8) ジュネーブ州：6,838人(1,369)
- (9) グラールス州：163人(403.4)
- (10) グラウビュンデン州：958人(482.9)
- (11) ジュラ州：273人(371.8)
- (12) ルツェルン州：1,000人(244.2)
- (13) ニーシャテル州：817人(462)
- (14) ニトヴァルデン準州：131人(303.1)
- (15) オプヴァルデン準州：101人(266.9)
- (16) ザンクトガレン州：1,223人(240.9)
- (17) シャフハウゼン州：163人(198.8)
- (18) ソロトゥルン州：643人(235.4)
- (19) シュヴィーツ州：472人(296.5)
- (20) トウールガウ州：532人(192.4)

- (21) ティチーノ州 : 3, 500 人 (990. 5)
- (22) ウーリ州 : 135 人 (370. 5)
- (23) ヴォー州 : 6, 983 人 (873. 8)
- (24) ヴァレー州 : 2, 289 人 (665. 5)
- (25) ツーク州 : 311 人 (245. 2)
- (26) チューリッヒ州 : 5, 715 人 (375. 7)

3 スイスにおけるPCRテスト累計件数等

(1) PCRテスト累計件数

975, 563 件 (前日比+12, 668)

(2) 陽性率

5. 0%

※同一人物に対する複数の検査結果（陽性又は陰性）が含まれる。

○スイス連邦内務省保健庁

新型コロナウイルス : スイス及び国際状況 (随時更新)

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/situation-schweiz-und-international.html>

○在スイス日本国大使館

- ・ 新型コロナウイルス感染症特設ホームページ (随時更新)

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

- ・ 各州における新型コロナウイルス感染症関連情報

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00066.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州)

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html

○外務省 (海外安全ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○法務省 (海外からの入国や入国審査に関する情報)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○厚生労働省 (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

・在留届（3か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

・「たびレジ」（3か月未満の旅行や出張などの方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>